相続税の改正・計算①

クイズ4

基礎控除ってどれくらいになるの？改正で減ると聞いたけど…

▼このようなケースで…

● 問　題 ●

上記のようなお客様の場合、基礎控除額はどのくらいになりますか。相続税改正前と改正後（平成27年1月以降）について、それぞれ答えてください。

解答記入欄

解説&解答

相続税は、相続発生（死亡）時点の遺産総額に対してかかる税金です。遺産を取得した相続人等は、被相続人が死亡した日から10ヵ月以内に、税務署に申告し納税することになっています。

ただし、発生した相続すべてに相続税がかかるわけではありません。遺産総額が「基礎控除額」以下であれば課税されないのです。

この基礎控除額について、平成26年12月31日までの相続発生分は、「5000万円＋1000万円×法定相続人の数」の算式で求められます。それが平成27年1月1日以降の相続発生分では、「3000万円＋600万円×相続人の数」となり、基礎控除額が4割縮減されます（**図表**）。

例えば、法定相続人が4人である場合の相続税の基礎控除額は、改正前が9000万円（5000万円＋1000万円×4人）ですが、改正後は4割減の5400万円（3000万円＋600万円×4人）となります。

基礎控除の縮減で相続税の課税対象者も増加

国税庁の統計（平成25年12月公表）によると、平成24年中の死亡者数約126万人のうち、相続税の課税対象となった被相続人数は約5・2万人です。その比率は約4・2%、およそ24人に1人の割合で相続税がかかっています。マンガのお客様が言っているように、多くの人が関係しない税金であることを裏付けています。

相続税は、遺産総額の多い、いわゆる富裕層を対象とした税金といえましたが、平成27年以降の相続発生分より基礎控除が縮減されるため、相続税の課税対象となる被相続人数は改正前に比べて1・5倍以上に跳ね上がるともいわれています。相続税は今回の改正を受けて、より多くの人に関わる税金になっていくのかもしれません。

これまでは相続税が関係なかったお客様でも、相続税制改正後には相続税がかかってしまう方も出てきます。お客様の相続対策のニーズをとらえ、適切なアドバイスを行いましょう。

●相続税改正前後の基礎控除額

〈改正前の基礎控除額〉

5,000万円 ＋ 法定相続人1人につき 1,000万円

相続税改正

〈改正後の基礎控除額〉

3,000万円 ＋ 法定相続人1人につき 600万円

※法定相続人には養子も含まれる。ただし、被相続人に実子がいない場合は2人まで、実子がいる場合は1人まで認められる

本問題の解答例

相続人が配偶者と子供3人の計4人の場合、相続税の基礎控除は次のとおりです。

改正前：9000万円（＝5000万円＋1000万円×4人）

改正後：5400万円（＝3000万円＋600万円×4）

相続税の改正・計算②　　クイズ5

配偶者の特例とは何？なぜ２次相続が問題となるの？

▼このようなケースで…

● 問　題 ●

配偶者の特例である税額軽減とはどんな制度ですか。また上記のようなケースで生じる２次相続の問題とはどんなことでしょうか。

解答記入欄

解説&解答

配偶者への相続には、税額軽減制度があります。この制度は、配偶者が被相続人の財産形成に寄与したこと、配偶者の今後の生活保障などを考慮して設けられている特例です。

具体的な軽減額は**図表**の算式で求められます。この式によって、配偶者が相続により実際に取得した遺産額のうち、法定相続分か1億6000万円のどちらか高い金額までは相続税はかからないということが分かります。言い換えると、配偶者は法定相続分か1億6000万円までの遺産を相続しても、相続税はかかりません。

配偶者にとってみれば、多額の遺産を相続しても相続税を払わなくて済むのは大きな魅力です。しかし、配偶者が多くの遺産を相続することにより、次に相続が発生したときに、多めの相続税を払うことになるかもしれません。

最初の相続を1次相続、次の配偶者の死亡による相続を2次相続とすると、1次相続のときに相続税が少なくても、2次相続で多めに相続税を支払うことになるケースがあります。

●配偶者の税額軽減の算式

配偶者の算出相続税から軽減される金額 ＝相続税の総額 × ①②のうちいずれか少ない金額 ／ 遺産総額

①遺産総額 × 配偶者の法定相続分（1億6000万円に満たない場合は1億6000万円）

②配偶者が実際に相続する遺産額

〈参考〉配偶者の法定相続分

法定相続人	法定相続分	
配偶者と子	配偶者1／2	子1／2
配偶者と直系尊属	配偶者2／3	直系尊属1／3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3／4	兄弟姉妹1／4
配偶者のみ	配偶者100%	

2次相続を考慮してトータルの相続税で検討

具体的に考えてみましょう。相続人が配偶者と子供1人の計2人、遺産総額が1億円のケースを考えてみます（改正後で計算）。

①1次相続で配偶者がすべての遺産を相続した場合

配偶者がすべての遺産を相続すると、配偶者の税額軽減により、相続税は発生しません。しかし2次相続において、子供に対して過重な相続税が発生します。

配偶者の遺産総額が1次相続時に相続した1億円のままだとすると、基礎控除額を差し引いた6400万円を子供1人が背負うことになり、相続税は1220万円発生します。

②1次相続で配偶者と子供が法定相続分で分割した場合

配偶者と子供が5000万円ずつ相続した場合、相続税は子供にかかる385万円のみです。しかし2次相続では、配偶者の遺産総額が5000万円まで抑えられた結果、子供の相続税は160万円となり、1次・2次を合わせた相続税額は545万円となります。

1次相続で配偶者が多く相続する①のケースよりも、子供と分散して相続する②のケースのほうが、1次・2次トータルでの相続税は675万円少なくなります。

配偶者の税額軽減を適用する際には、2次相続のことも考慮して、トータルでの相続税がどうなるのか検討すべきです。

▶本問題の解答例◀

配偶者の税額軽減により、配偶者は法定相続分か1億6000万円まで相続税がかかりません。とはいえ、1次相続で妻への相続が多額すぎると、配偶者の相続発生時（2次相続）に子供の相続税の負担が大きくなる場合もあるため注意が必要です。

相続税の改正・計算③

クイズ6

相続税の計算ってどう行うの？税率も上がったと聞いたけど…

▼このようなケースで…

● 問　題 ●

相続税の計算はどのように行うのでしょうか。また上記のように（配偶者以外の）特定の者に多く遺産を渡す場合、相続税の総額は増えますか。

解答記入欄

解説&解答

相続税の計算では、先に遺産総額に対する相続税の総額を求めてから、各相続人が負担する税額を算出します。相続人の中に配偶者がいない場合には、どの相続人が多く相続しようとも、相続税の総額は変わりません。遺産を多く相続した人が多めの相続税を負担し、少なく相続した人が少なめの相続税を負担することになります。

以下で、相続税の計算手順を見ていきましょう。

①遺産総額の計算

被相続人の遺産がどのくらいあるのかを相続税法で定められた評価方法をもって計算します。課税対象となる財産には、不動産・動産・債権などの財産のほか、一定の死亡保険金、死亡退職手当金なども含まれます。非課税財産や債務、葬式費用は、遺産総額から控除します。

②課税遺産総額の計算

遺産総額から相続税の基礎控除額を差し引いて「課税遺産総額」を求めます。

遺産の相続割合に応じて相続税を負担する

③相続税の総額の計算

課税遺産総額を法定相続分であん分した後の金額に相続税率を乗じて、各相続人の仮の相続税額を計算します。それらを合計したものが「相続税の総額」です。相続税率は課税遺産が多いほど税率が高くなる超過累進税率を採用しています（**図表1**）。

④各人の算出税額の計算

遺産を取得した人が、その取得した分に応じて相続税を負担します。具体的には、相続税の総額に実際の相続割合を乗じて「各人の算出税額」を算出します。

相続税計算の流れを**図表2**に示します。相続割合を変えたとしても、相続税の総額は変わらないことが分かるでしょう。

図表1　相続税率の新旧対照表

改正前		
法定相続分に応ずる課税遺産総額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	−
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

⬇

改正後（平成27年以降の相続分）		
法定相続分に応ずる課税遺産総額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	−
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※ 　の箇所が税制改正による変更点

図表2　相続税計算の具体例

遺産総額は6000万円、法定相続人は子供2人（兄と弟）、実際の相続割合は兄が70%・弟が30%である

課税遺産総額		6,000万円−4,200万円(注)＝1,800万円 （注）基礎控除額 3,000万円+600万円 × 2人＝4,200万円
相続税の総額	兄	1,800万円 × 1／2（法定相続分）=900万円 900万円 ×10%（相続税率）＝90万円
	弟	1,800万円 × 1／2（法定相続分）=900万円 900万円 ×10%（相続税率）＝90万円
	合計	90万円+90万円＝180万円
各人の算出税額	兄	180万円 ×70%（実際の相続割合）＝126万円
	弟	180万円 ×30%（実際の相続割合）＝54万円
	合計	126万円+54万円＝180万円

※兄と弟がどのように遺産を分けようとも、相続税の総額は変わらない

本問題の解答例

相続税は被相続人の遺産総額に対してかかる税金です。まずは課税される遺産総額を求め、基礎控除額を差し引き相続税の総額を算出します。相続税は相続割合に応じて負担することになり、どのように遺産を分けようと相続税の総額は変わりません。